

社会教育委員の会議 会議概要

- 1 審議会名 令和3年度第2回安曇野市社会教育委員の会議
- 2 日 時 令和3年11月16日(火) 午後3時30分から5時30分まで
- 3 会 場 安曇野市役所 本庁舎大会議室
- 4 出席者 幅修一委員(議長)、高橋みち子委員(副議長)、山崎浩委員、鳥羽將司委員、荻原義重委員、筒井年恵委員、千國寛一委員、山崎敦子委員、猿田みさ子委員、丸山明男委員、浅見郁子委員
- 5 市側出席者 橋渡教育長、生涯学習課深澤課長、文化課山下課長、生涯学習課臼井係長、生涯学習課遠藤係長、生涯学習課杉浦係長、生涯学習課財津係長、生涯学習課塩原係長、生涯学習課小松係長、生涯学習課小穴係長、生涯学習課堀内係長、文化課三澤係長、文化課中谷係長、文化課逸見係長、文化課奈良澤係長、文化課中島係長、生涯学習課中村主査、生涯学習課金井主事
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日 令和3年11月30日

協 議 事 項 等

会議概要

- 1 開 会 生涯学習課深澤課長
- 2 あいさつ 幅議長、橋渡教育長
- 3 諮問事項
- 4 協議事項
(1)安曇野市交流学習センター等の減免基準の見直し
(2)令和4年度事業計画(案)
- 5 報告事項
(1)安曇野市公民館使用料の減免基準の見直し
(2)安曇野市体育施設の使用料及び減免割合の見直し
- 6 その他
- 7 閉 会 生涯学習課深澤課長

協議事項

(1)安曇野市交流学習センター等の減免基準の見直し《説明：文化課》

【委員】

後援は100%減免となるのか。

減免基準の「市等が認めた施設の設置目的に資する団体が利用する場合」の備考に、「利用形態がその団体(又は個人)の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。」とあるが、具体例を教えてください。

【事務局】

後援の場合「その他公共団体、地域団体、市民活動団体、その他団体等が公益を目的とした事業で利用する場合」という50%減免基準で運用していた。

共催は100%減免。後援はほとんどが名義後援になるので減免しない取り扱い。内容にもよるが、例えば地区や育成会となると違ってくるが、普通の団体はあくまで名義だけとなるので適用しない。

公民館施設と交流学習センター等の対象は違う。交流学習センター等は公民館と同等の機能を持ちながらも、法律上の公民館に該当しないことで、営利目的等・法人利用も可能となっている。

この利用内容が「利用形態がその団体(又は個人)の利益にとどまり、市民への公益性が見出せない場合は、対象としない。」に該当する。

【委員】

利用料がいくらなのかわからない。諮問書には賛成であるが、減免でいくらになるのか利用料を知ったうえで結論を出したい。

青少年の健全育成に関し100%減免とすることについて、反対する者は少ない。「公の施設の使用料のあり方」自体の基準もそのように変えた方が良いのでは。

【事務局】

料金表は事務局から後日送付する。

「公の施設の使用料のあり方」の修正要望については、所管課の総務課へ伝えたい。

頂いた意見をもとに書面決議で答申案を送付するので、確認をお願いしたい。

(2)令和4年度事業計画(案)《説明:各課》

【委員】

新型コロナウイルス感染防止対策をとりながら、ウォーキングなど郊外活動を取り入れるなどして、公民館活動を実施する方向で進めてもらいたい。

社会教育委員として、事業企画に参加できないか。

社会教育委員のネームプレートを作成してもらえないか。認知度向上にもつなげたい。

【事務局】

徐々に公民館活動も再開されている。頂いた意見を基に郊外活動等も取り入れ実施したい。公民館大会も来年度は定員を限るなどして開催する方向で検討したい。

来年度は事業が固まる前の企画段階で、意見をいただけるよう工夫を図りたい。

ネームプレートは用意する。

【委員】

できれば、地域毎の委員が、館長・担当者と議論をしたい。地域から意見を吸い上げる機会があればありがたい。

【委員】

地区公民館活動を行うためにも健康チェックシートの簡素化をお願いしたい。

【委員】

安曇野学校ミュージアムは、1年に1回だけ実施するのか。子どもも大変興味を持ってきている。各学校1回ずつ実施を検討してほしい。

【委員】

三郷公民館事業では子どものボランティア参加を目指している。中学生も参加していく、そういうつながりができればよいと思う。

【委員】

文化祭に出てくるメンバーの顔触れが何年も変わっていない。高齢者がいきいきと活動できるような、輪が広がる手立ても考えた方がよい。

報告事項

(1)安曇野市公民館使用料の減免基準の見直し《説明:生涯学習課臼井係長》

(2)安曇野市体育施設の使用料及び減免割合の見直し《説明:生涯学習課深澤課長》

【委員】

豊科南社会体育館は、これからも使われるのか。

【事務局】

取り壊しの予定である。

【委員】

公民館の減免基準に「青少年の健全育成のための市外大会」とあるが市外大会に市内の青少年が参加しない場合の取り扱いはどうなるか。体育施設の場合、「市内の学校が参加している場合のみ」と記載があるが、公民館の場合も同じように記載する必要があるのでは。

【事務局】

体育施設と同等に扱っていると理解しているが、再度確認させていただきたい。

【委員】

ANCアリーナの使用料はどうなっているのか。

【事務局】

使用料は上限の中で指定管理者が決定する。

【委員】

指定管理者は誰になるのか。

【事務局】

ミズノ、安曇野市スポーツ協会及びA&Sグループの三社。

【委員】

市民に示されているのか。

【事務局】

使用料は今後広報紙等でお知らせしていく。指定管理者については、議会で承認されている。